

急性心筋梗塞※に罹患した場合 【障がい保険金】

※急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞が対象



お支払い
できる場合

胸痛で受診し、検査の結果、「急性心筋梗塞」と診断され、
その**治療のための所定の手術**を受けた場合

▶急性心筋梗塞の**治療のための所定の手術**を受けていますので、障がい
保険金をお支払いします。



お支払い
できない場合

胸痛で受診し、検査の結果、「急性心筋梗塞」と診断されたが、
その**治療のための所定の手術を行わず2週間
経過後**に症状が治まり、その後は特段の**労働制限は不要**
であると診断された場合

▶急性心筋梗塞の**治療のための所定の手術**を受けておらず、初めて医師
の診療を受けた日から**60日以上**の**労働制限**を必要とする状態にも該当
しないため、障がい保険金をお支払いできません。

解説

- 上記の例では、急性心筋梗塞により**初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続**したと医師によって診断されたとき、または急性心筋梗塞の**治療のための所定の手術**を受けられた場合に、障がい保険金をお支払いします。
- 労働の制限を必要とする状態**とは、軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- お支払いの対象となる「急性心筋梗塞」は約款に定められている要件を満たすことが必要であり、「**狭心症**」や「**弁膜症**」などはお支払いの対象となりません。



●2016年4月1日以前にご加入の場合は、お支払いするための要件が異なりますので、ご注意ください。